



子育て世帯などの負担軽減に向けて 保育園などの副食費と学校給食費を補助します

子育て支援課 保育所係 ☎(232)2202
学務課 学校給食係 ☎(232)4918

子育て世帯の経済的負担軽減のため、保育園などの副食費と学校給食費の一部を補助します。

	保育所など	学校
対象施設	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設(企業主導型含む)	町立小・中学校
対象者	次の①～④に当てはまる児童 ①町内に在住している ②副食費を実費徴収されている ③副食費の免除や他の助成を受けていない ④3歳以上児(年少～年長)の幼児・保育の無償化対象で、各月初日の在籍児童(1号認定の児童は、満3歳になった翌月から対象) ※対象児童の保護者には、利用施設を通してお知らせしていますが、町外の認可外保育施設を利用する対象児童の把握が難しい場合があります。利用施設からお知らせがない場合は、子育て支援課にお問い合わせください。	町立小・中学校に通う児童・生徒 ※国や県などの各種助成を受けている人を除きます。
対象期間	令和6年4月分～令和7年3月分	
補助金額	月額2千円	①町単独補助 小・中学校：月額2千円 ②物価高騰補助 小学校：月額500円 中学校：月額600円
補助方法	副食費の月額から減額 ※減額せずに年度末に償還払いをする施設もありますので、詳しくは利用施設にご確認ください。	給食費の月額から減額

国民健康保険税と町県民税 納税通知書を送ります

税務課 住民税係 ☎(232)4911

令和6年度の国民健康保険税(以下、「国保税」と町県民税の納税通知書(以下、「納付書」)を6月中旬に送ります。納付書が届いたら、期限内に納付をお願いします。

国保税は世帯主に課税されます

国保税は、国民健康保険(以下、「国保」)に加入している人ごとに算定し、課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。

変更届は14日以内に

世帯員が社会保険に加入・脱退などをしたときは、税額が変わります。加入・脱退から14日以内に、健康・保険課または西部支所に届け出てください。

所得の申告をお忘れなく

国保税の所得割は、前年の所得を基に計算されます。所得の申告をしていない人は、税額の軽減や高額療養費支給額の判定などが行えませんが、必ず申告してください。

令和6年度の所得証明書・課税証明書の発行

令和6年度の所得証明書・課税証明書(令和5年中の所得)などは6月3日(月)から町民課および西部支所で発行します。

1月2日以降に転入した人の各種税証明書は、1月1日時点で住んでいた市区町村が発行します。

町県民税は1月1日現在の 住所地で課税されます

※令和5年中の収入が遺族年金や障害年金、雇用保険の給付金などの非課税所得だけの人や、無収入だった人も申告は必要です。

町県民税は、1月1日時点で町に住所がある人に課税されます。1月2日以降に転入した人は、1月1日時点で住んでいた市区町村から納付書が届きます。

会社などに勤めている人で、町県民税が給与から天引きされている人は、会社が通知書を渡します。



結婚50周年を迎える人へ表彰 金婚夫婦募集

介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366 FAX(232)6676

結婚50周年を迎える夫婦を対象に、表彰式典を開催します。

- ◆申込方法 次のいずれかの方法で申し込む
 - ・6月末から7月上旬に回覧する回覧板の案内文を確認の上、介護保険課へ郵送またはFAXで申し込む
 - ・介護保険課または各センターの窓口で申し込む
- ◆申込期間 7月～8月上旬
- ◆対象者 昭和49年に結婚した夫婦
※昭和49年以前に結婚し、同表彰式典に申し込んだことがない夫婦も対象です。



町表彰を受ける渡邊夫妻(昨年度)

県営住宅の収入申告に必要な 証明書請求の代行サービス

ほっとステーション武蔵ヶ丘 ☎090(1082)3912



県営住宅の入居者は、毎年県への収入申告が必要です。その時に添付する住民票と税証明書の取得を、町社会福祉協議会が代行します。

◆利用方法

- ①受付(午前10時～正午)
ほっとステーションに身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)を持参。
 - ②料金支払い
千円(代行手数料400円、証明書手数料600円)を支払う。
 - ③本人受け取り(午後3時以降)
ほっとステーションから連絡があったら、証明書を取りに来てください。
- ◆申込期限 7月12日(金)

児童手当現況届の提出が必要な人がいます

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

現況届の提出は原則不要ですが、提出が必要な一部の人には子育て支援課から書類を郵送しますので、6月中に提出してください。

◆対象者

- ・離婚協議中で、配偶者と別居であると申請した人(離婚済みか離婚協議を取りやめたかを町で把握していない人も対象)
 - ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と実際の居住地が異なる人
 - ・支給要件児童の住民票がない人
 - ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
 - ・その他、状況を確認する必要がある人
- ※6月上旬までに現況届が届かない人は、お問い合わせください。

◆過年度の現況届が未提出の人

令和4・5年度の現況届の提出が確認できず一時差し止め中の人は、当該年度の現況届の提出が必要です。

◆児童手当の所得制限・所得上限

児童を養育している人の所得が、所得制限限度額を超えた場合、特例給付を支給します。所得上限限度額を超えた場合は、受給資格消滅となり、手当は支給されません。※手当が支給されなくなった後に、所得が所得上限限度額を下回った場合、認定請求書の提出が必要です。限度額などの制度の詳細は、町ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら→